

# NPO法人ケアリフォームシステム研究会 定 款

## 第1章 総 則

(名 称)

第 1 条 この法人は、NPO法人ケアリフォームシステム研究会 という。

(事務所)

第 2 条 この法人は、主たる事務所を福岡市南区老司2丁目1番19号に置く。

## 第2章 目的及び事業

(目 的)

第 3 条 この法人は、障がい児・障がい者・高齢者とその家族の立場を第一に考え、本人の自立（自律）支援と介護者の負担を軽減するため、福祉器具の活用や住環境の整備等によるケアリフォームシステムの普及活動を行い、保健福祉の増進に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第 4 条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

(1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動

(事 業)

第 5 条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

(1) ケアリフォーム普及のための研究会等の開催

(2) ケアリフォームに関する相談会の開催

(3) ケアリフォームに関する情報提供

(4) その他、この法人の目的達成のために必要な事業

## 第3章 会 員

(種 別)

第 6 条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という。)上の社員とする。

正会員 この法人の目的に賛同して運営に参画する個人及び団体

賛助会員 この法人の目的に賛同して援助を行う個人及び団体

(入会)

第 7 条 正会員の入会については、特に条件を定めない。

2 正会員として入会しようとするものは、代表理事が別に定める入会申込書により、代表理事に申し込むものとし、代表理事は、正当な理由がない限り、入会を承認しなければならない。

3 代表理事は、前項のものを入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

第 8 条 賛助会員として入会しようとするものは、2名の正会員の紹介又は推薦を要するものとする。

(入会金及び会費)

第 9 条 会員は、理事会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第 10 条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1) 退会届の提出をしたとき

(2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき

(3) 継続して2年以上会費を滞納し、催告を受けてもなお納入しないとき

(4) 除名されたとき

(退会)

第 11 条 会員は、代表理事が別に定める退会届を代表理事に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第 12 条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) この定款等に違反したとき

(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき

(抛出金品の不返還)

第 13 条 既納の入会金、会費及びその他の抛出金は、返還しない。

## 第 4 章 役員及び職員

(種類及び定数)

第 14 条 この法人に次の役員を置く。

(1) 理 事 3人以上10人以内

(2) 監 事 1人以上3人以内

2 理事のうち、1人を代表理事とし、2人以内を副代表理事とすることができる。

(選任等)

第15条 理事は理事会において選任し、監事は総会において選任する。

2 代表理事及び副代表理事は理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第16条 代表理事は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 副代表理事は、代表理事を補佐し、代表理事に事故あるとき又は代表理事が欠けたときは、代表理事があらかじめ定めた順序に従いその職務を代行する。

3 副代表理事が選任されていない場合、又は代表理事及び副代表理事が共に事故あるとき又は欠けたときは、代表理事があらかじめ定めた順序に従い他の理事が代表理事の職務を代行する。

4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

5 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること

(2) この法人の財産の状況を監査すること

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること

(4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること

(任期等)

第17条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、後任の監事が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を延長する。

3 補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第18条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第19条 理事が、次のいずれかに該当するに至ったときは、理事会の議決により、当該理事を解任することができる。この場合、その理事に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があつたとき

2 監事が、次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その監事に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき

(2) 職務上の義務違反その他監事としてふさわしくない行為があつたとき

(報酬等)

第20条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、代表理事が別に定める。

(職員)

第21条 この法人に、必要に応じ事務局その他の職員を置く。

2 事務局長は理事会の議決を経て代表理事が委嘱し、職員は代表理事が任免する。

3 事務局の組織、運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、代表理事が別に定める。

## 第5章 総会

(種別)

第22条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第23条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第24条 総会は、以下の事項について議決する。

(1) 定款の変更

(2) 解散

(3) 合併

(4) 監事の選任又は解任

(5) その他運営に関する重要事項

(開催)

第25条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき

(2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき

(3) 第16条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき

(招集)

第26条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、代表理事が招集する。

2 代表理事は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電子メールをもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第27条 総会の議長は、その会議において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第28条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第29条 総会における議決事項は、第26条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した正会員の過半数の同意があった場合は、この限りではない。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第30条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由の為総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面又は電磁的方法により表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、前2条、次条第1項第2号及び第50条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第31条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

- (2) 正会員総数及び出席者数（書面又は電磁的方法による表決者及び表決委任者にあつては、その数を付記すること。）
  - (3) 審議事項
  - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
  - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 名以上が記名、押印しなければならない。

## 第 6 章 理事会

（構成）

第 3 2 条 理事会は、理事をもって構成する。

（権能）

第 3 3 条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 事業計画及び収支予算並びにその変更
- (2) 事業報告及び収支決算
- (3) 理事の選任及び解任、役員の職務及び報酬
- (4) 総会に付議すべき事項
- (5) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (5) 入会金及び会費の額
- (6) 借入金（その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。第 49 条において同じ）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (7) 事務局の組織及び運営
- (8) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

（開催）

第 3 4 条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 代表理事が必要と認めたとき
- (2) 理事総数の 2 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があつたとき
- (3) 第 16 条第 5 項第 5 号の規定により、監事から招集の請求があつたとき

（招集）

第 3 5 条 理事会は、代表理事が招集する。

- 2 代表理事は、前条第 2 号及び第 3 号の規定による請求があつたときは、その日から 14 日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又

は電子メールをもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。ただし緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- 4 理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで理事会を開催することができる。

(議長)

第36条 理事会の議長は、代表理事がこれにあたる。

(議決)

第37条 理事会における議決事項は、第35条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した理事の3分の2以上の同意があった場合は、この限りではない。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第38条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法により表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、第39条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事に加わることができない。

(議事録)

第39条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面又は電磁的方法による表決者にあつては、その旨を付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録著名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録著名人2人以上が記名、押印しなければならない。

## 第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第40条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産日録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(資産の管理)

第41条 この法人の資産は、代表理事が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、代表理事が別に定める。

(会計の原則)

第42条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(事業計画及び収支予算)

第43条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、代表理事が作成し、理事会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第44条 前条の規定に関わらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出をすることができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第45条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない

(予算の追加及び更正)

第46条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第47条 この法人の事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、代表理事が作成し、監事の監査を受け、理事会の議決を経て総会に報告しなければならない。

2 決算上剰余金が生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第48条 この法人の事業年度は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第49条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

## 第8章 定款の変更、解散及び合併

### (定款の変更)

第50条 この法人が定款を変更しようとするときは、正会員数の過半数が出席し、総会に出席した正会員の3分の2以上の多数による議決を経、かつ、軽微な事項として法第25条第3項に規定する以下の事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 主たる事務所及び従たる事務所の所在地（所轄庁の変更を伴わないもの）
- (2) 資産に関する事項
- (3) 公告の方法

### (解散)

第51条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
  - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
  - (3) 正会員の欠亡
  - (4) 合併
  - (5) 破産手続開始の決定
  - (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
- 2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の3分の2以上の承認を得なければならない。
- 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を受けなければならない。

### (残余財産の帰属先)

第52条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、解散に関する総会の議決により選定した者に譲渡するものとする。

### (合併)

第53条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

## 第9章 公告の方法

### (公告の方法)

第54条 この法人の公告は、この法人の掲示板に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

## 第10章 顧問

(顧問)

第55条 この法人に、顧問を置く。

- 2 顧問は、理事会の決議に基づき代表理事が委嘱する。
- 3 顧問は、理事会の諮問に応じ、必要な助言等を行う。

## 第11章 雑則

(実施規則)

第56条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、代表理事がこれを定める。

附則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

代表理事	武藤	俊之
理事	井手	誠一
理事	濱砂	学
理事	塚越	清隆
理事	川上	優
理事	南里	昇
理事	武藤	美由紀
理事	神崎	嘉博
監事	鵜飼	興治
- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第17条第1項の規定にかかわらず、成立の日から平成25年6月30日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第43条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第48条の規定にかかわらず、成立の日から平成25年3月31日までとする。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第9条の規定にかかわらず、以下の金額とする。

正会員	入会金	50,000円、	年会費	年額	50,000円
賛助会員	入会金	50,000円、	年会費	一口年額	50,000円

平成 25 年 9 月 22 日の総会で承認決議されたものである。

## NPO法人ケアリフォームシステム研究会 会員規則追加・変更

### (目的)

第 1 条 この規則は、NPO法人ケアリフォームシステム研究会（以下、「当法人」という。）定款第 5 6 条に基づき、当法人の定款の施行に際し必要な事項を定めるものとする。

### (会への参加)

第 3 条 当法人の正会員、賛助会員及びメンバーは、当法人が開催する総会、全国大会及び勉強会に参加することができる。

2 当法人の正会員、賛助会員及びメンバー以外の者は、参加費 1 万円を支払いオブザーバーとして全国大会に参加することができる。ただし、オブザーバーとして全国大会に参加できるのは 1 回限りとする。

### (資料の閲覧)

第 4 条 当法人の資料を閲覧するには、代表理事の許可を要する。ただし、特定非営利活動促進法（以下、「法」という。）第 2 8 条第 3 項に定める書類についてはこの限りではない。

### (相談受付)

第 5 条 当法人の正会員、賛助会員及びメンバーのうち武藤塾卒業生は、当法人に対して、プランニング及び提案相談をすることができる。

### (ケアリフォーム通信)

第 6 条 当法人が発行するケアリフォーム通信は、正会員及び賛助会員に、メールで配布する。

### (著作権)

第 7 条 株式会社武藤技建が作成したケアリフォーム通信、事例小冊子、DM及びその他の事例集は、株式会社武藤技建が著作権を有しており、これらを使用する場合には株式会社武藤技建の許諾を得なければならない。

2 当法人に加入している会員が独自に作成した資料は、それらを作成した会員がそれぞれ著作権を有しており、それらを使用する場合には、当該会員の許諾を得なければならない。

- 3 武藤塾の卒業生は、ケアリフォーム通信を、複写、引用等して使用することができる。

(再入会)

第8条 退会した者が、再度入会する場合は、改めて入会金5万円と年会費5万円の合計10万円を支払わなければならない。また、除名された者が再入会する場合は、前記の入会金及び年会費を支払うとともに、理事会の承認を得なければならない。

(入会金の免除)

第9条 武藤塾の卒業生が、当法人に入会する場合は、入会金を免除する。

附則 この規則は、平成26年4月1日より施行する。

平成 26 年 6 月 30 日

これは当法人の現在有効な定款に相違ありません。

NPO法人ケアリフォームシステム研究会

代表理事 武藤 俊之